

基準点表

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

| 別表第1 | 工事内容 | 点数 |
|------|--|--------|
| 1-1 | 住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事 | 10点/箇所 |
| 1-2 | 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事 | 10点/箇所 |
| 1-3 | 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事 | 10点/箇所 |
| 1-4 | 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事 | 10点/箇所 |
| 1-5 | 基礎の強度を上げる工事 | 10点/箇所 |
| 1-6 | 柱、梁、又は筋かいの接合金物を増設する工事 | 5点/箇所 |

注）この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

| 別表第2 | 工事内容 | 点数 |
|------|---|-------------------|
| 2-1 | やまがた健康住宅認証を受けた改修工事 | 10点/工事 |
| 2-2 | 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事 | 5点/箇所 |
| 2-3 | 熱交換換気システムを設置する工事 | 4点/箇所 |
| 2-4 | 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 | 2点/m ² |
| 2-5 | 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに暖房機器を設置する工事 | 10点/基 |

| 別表第3 | 工事内容 | 点数 | | |
|-------------|---|--|---------------------------|--------|
| 3-1 | 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 | 10点/m ² | | |
| 3-2 | 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事 | 10点/箇所 | | |
| 3-3 | 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの | (1) 浴室の床面積を増加させる工事 | 10点/m ² | |
| | | (2) 浴槽のまじ高さや低くする工事 | 10点/箇所 | |
| | | (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 | 2点/箇所 | |
| | | (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事 | 3点/箇所 | |
| 3-4 | 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの | (1) 便所の床面積を増加させる工事 | 10点/m ² | |
| | | (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 | 10点/箇所 | |
| | | (3) 座便式の便器の座高を高くする工事 | 10点/箇所 | |
| 3-5 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 | (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの | 2点/m | |
| | | (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの | 2点/箇所 | |
| 3-6 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含まず） | (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの | 10点/m ² | |
| | | (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの | 5点/m ² 又は2点/箇所 | |
| 3-7 | 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの | (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 | 5点/箇所 | |
| | | (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 | 1点/箇所 | |
| | | (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 | イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの | 10点/箇所 |
| | | | ロ 戸を吊戸方式に変更するもの | 5点/箇所 |
| ハ イ及びロ以外のもの | 2点/箇所 | | | |
| 3-8 | 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 | 1点/m ² | | |
| 3-9 | エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事 | 10点/箇所 | | |

| 別表第4 | 工事内容 | 点数 |
|------|----------------|------------------------|
| | 住宅に県産木材を使用した工事 | 2.5点/0.1m ² |

| 別表第5 | 工事内容 | 点数 | |
|------|--|--------------------------------------|---------------------------|
| 5-1 | 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの | (1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 | 2.5点/箇所 |
| | | (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 | 5m未満は5点/箇所 5m以上は10点/箇所 |
| | | (3) 固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事 | 1階分につき5点 |
| 5-2 | 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの | (1) 屋根の勾配を大きくする工事 | 10点/箇所 |
| | | (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 | 10点/箇所 |
| | | (3) 屋根に雪割板を設置する工事 | 10点/箇所 |
| 5-3 | 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 | 10点/箇所 | |

| 別表第6 | 工事内容 | 点数 |
|------|--|-------------------|
| 6-1 | 居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事 | 1点/m ² |
| 6-2 | 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事 | 10点/箇所 |

住宅リフォーム総合支援事業 お問い合わせ窓口

| | 市町村担当課 | 電話番号（代表） | 住所 |
|------------------|-----------|------------------|---------------------|
| 村 区 三 村 | 山形市建築指導課 | 023-641-1212 | 山形市旅籠町2丁目3-25 |
| | 上山市建設課 | 023-672-1111 | 上山市河崎1丁目1-10 |
| | 天童市建設課 | 023-654-1111 | 天童市老野森1丁目1-1 |
| | 山辺町建設課 | 023-667-1113（直通） | 東村山郡山辺町緑ヶ丘5 |
| | 中山町建設課 | 023-662-2111 | 東村山郡中山町大字長崎120 |
| | 寒河江市建設管理課 | 0237-86-2111 | 寒河江市中央1丁目9-45 |
| | 河北町都市整備課 | 0237-73-2111 | 西村山郡河北町大字谷地戊81 |
| | 西川町建設水道課 | 0237-74-2111 | 西村山郡西川町大字海味510 |
| | 朝日町建設水道課 | 0237-67-2111 | 西村山郡朝日町大字宮宿1115 |
| | 大江町建設水道課 | 0237-62-2111 | 西村山郡大江町大字左沢882-1 |
| 郡 区 最 上 | 村山市建設課 | 0237-55-2111 | 村山市中央1丁目3-6 |
| | 東根市商工観光課 | 0237-42-1111 | 東根市中央1丁目1-1 |
| | 尾花沢市建設課 | 0237-22-1111 | 尾花沢市若葉町1丁目1-3 |
| | 大石田町建設課 | 0237-35-2111 | 北村山郡大石田町緑町1 |
| | 新庄市都市整備課 | 0233-22-2111 | 新庄市沖の町10-37 |
| | 金山町環境整備課 | 0233-52-2111 | 最上郡金山町大字金山324-1 |
| | 最上町建設課 | 0233-43-2111 | 最上郡最上町大字向町644 |
| | 舟形町地域整備課 | 0233-32-2111 | 最上郡舟形町舟形263 |
| | 真室川町建設課 | 0233-62-2111 | 最上郡真室川町大字新町127-5 |
| | 大蔵村地域整備課 | 0233-75-2111 | 最上郡大蔵村大字清水2528 |
| 郡 区 置 賜 | 鮭川村農村整備課 | 0233-55-2111 | 最上郡鮭川村大字佐渡2003-7 |
| | 戸沢村建設水道課 | 0233-72-2111 | 最上郡戸沢村大字古口270 |
| | 米沢市都市整備課 | 0238-22-5111 | 米沢市金池5丁目2-25 |
| | 南陽市建設課 | 0238-40-3211 | 南陽市三間通436-1 |
| | 高島町建設課 | 0238-52-1111 | 東置賜郡高島町大字高島436 |
| | 川西町地域整備課 | 0238-42-6647（直通） | 東置賜郡川西町大字上小松1567 |
| | 長井市建設課 | 0238-84-2111 | 長井市ままの上5-1 |
| | 小国町地域整備課 | 0238-62-2431（直通） | 西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目70 |
| | 白鷹町建設水道課 | 0238-85-2111 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833 |
| | 飯豊町地域整備課 | 0238-72-2111 | 西置賜郡飯豊町大字椿2888 |
| 庄 区 内 | 鶴岡市建築課 | 0235-25-2111 | 鶴岡市馬場町9-25 |
| | 酒田市建築課 | 0234-22-5111 | 酒田市本町2丁目2-45 |
| | 三川町建設環境課 | 0235-66-3111 | 東田川郡三川町大字横山字西田85 |
| | 庄内町建設課 | 0234-43-2211 | 東田川郡庄内町大字余目字町132-1 |
| | 遊佐町地域生活課 | 0234-72-3311 | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211 |

このパンフレットに関するお問い合わせは
山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL:023-630-2649(直通)



平成30年度

山形県住宅リフォーム 総合支援事業

今年度は
「要件工事」を
一部見直しました



お問い合わせ
お申し込み先

お住まいの
市町村

■ご利用の条件

- 「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること
- 山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店または主たる事業所を有する法人事業者が工事を施工すること

■ご利用上の注意

- 申込みが予算に達した場合に年度途中で終了することがあります。

住宅リフォーム補助のポイント

Point 1 要件工事にヒートショック対策を追加しました!

要件工事「寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)」の内容

| 工事内容 | 点数 |
|--|-------------------|
| 1. やまがた健康住宅認証*を受けた改修工事 | 10点/工事 |
| 2. 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事 | 5点/箇所 |
| 3. 熱交換換気システムを設置する工事 | 4点/箇所 |
| 4. 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 | 2点/m ² |
| 5. 浴室、脱衣室、トイレ、廊下に設備工事を伴う暖房機器を設置する工事 | 10点/基 |

*やまがた健康住宅認証とは、県が高断熱高気密住宅の基準を定め、認証する制度です。詳しくはタテッカーナをご覧ください。

Point 2 一定の要件を満たす世帯を対象に支援内容の優遇があります。

| 対象となる世帯 | 世帯の要件 |
|----------|--|
| 1. 三世帯世帯 | 平成12年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯(出産予定を含む) |
| 2. 移住世帯 | 平成29年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯 |
| 3. 近居世帯 | 平成29年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成12年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る)の居所が新たに近居区域内になった世帯(出産予定を含む) 近居区域…(1)居所の直線距離が2km以内 (2)同一小学校の通学区域内。ただし、近居区域内の転居は対象外です。 |
| 4. 新婚世帯 | 補助申請日において婚姻した日から1年以内である世帯 |
| 5. 子育て世帯 | 平成12年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯(出産予定を含む) |

Point 3 空き家を取得してリフォームする場合、支援内容の優遇があります。

1. 売買で購入した空き家(※中古住宅診断が必要となります)
2. 相続または贈与で取得した空き家

中古住宅の売買の際に行われる「中古住宅診断」(インスペクション)費用を補助しており、リフォーム補助と併用できます。(検査費用の2分の1、上限3万円)

一般的ナリフォーム工事向けと耐震改修工事向けの補助金は併せてご利用いただけます。(それぞれの要件を満足することが必要です。)

一般的ナリフォーム工事向け

対象工事

- ①減災・部分補強、②寒さ対策・断熱化(ヒートショック対策)、③バリアフリー化、④一定量以上の県産木材使用、⑤克雪化のいずれか一つ以上含み県の定める基準点が10点以上となる工事(工事費が50万円未満の場合は5点)

(要件工事) ※基準点の計算方法は、このパンフレットの「基準点表」をご覧ください。

● 県補助金の額

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

| 世帯要件 | 一般リフォームタイプ | 県産木材多用タイプ | 空き家活用タイプ ^{※2} |
|-----------------------|--|--|--|
| なし | 5要件工事のいずれか 補助率10% 上限20万円 | 県産木材 3m以上使用 補助率10% 上限30万円 | 5要件工事のいずれか 補助率10% 上限30万円 |
| 三世帯 | 三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 補助率20% 上限30万円 | 三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 県産木材 3m以上使用 補助率20% 上限40万円 | 三世帯同居 ^{※1} リフォーム工事 補助率20% 上限40万円 |
| 移住 近居 新婚 子育て | 5要件工事のいずれか 補助率20% 上限30万円 | 県産木材 3m以上使用 補助率20% 上限40万円 | 5要件工事のいずれか 補助率20% 上限40万円 |

- ※1 「三世帯同居リフォーム工事」とは…?
①住宅の居室の床面積がリフォーム工事着手前と比べ10m²以上増加する工事
②トイレ、浴室、洗面所または台所のいずれかを増設する工事(既に設置されているもの他に一か所以上増設する工事)
③住宅内のバリアフリー化を図る工事
- ※2 「空き家活用タイプ」の適用には、中古住宅診断が条件となります。

総額が補助対象

要件工事以外のリフォーム工事



システムキッチン交換

外壁の改修、塗装

屋根の改修、塗装

ふすまの交換

そのほか
・住宅用車庫や物置の増改築、修繕
・雪止め、雨どい、軒先の修繕
・エアコン設備
・門柱、塀、フェンスの修繕
など様々ですが**工事を伴うもの**が対象となります

注意：補助対象とならない工事もあります

◆ 県補助金の計算例

(リフォーム工事費総額が100万円の場合)

県補助金額 = 100万円 × 10% = 10万円
(リフォーム工事費) (補助率)

総額が補助対象

要件工事となるリフォーム工事

① 減災・部分補強

減災とは?
地震による被害を低減するという考え方です。住宅が被災しても、人の生存空間が確保できるように、部分補強や防災ベッドの設置などを支援します。



筋かいなどを設置 防災ベッドの設置

② 寒さ対策・断熱化



二重サッシに交換 浴室に暖房機を設置

ヒートショックを防止するためには

以下の工事をうまく組み合わせて利用頻度の高い空間の温度差を小さくすることが重要です。
○居間や寝室等を断熱改修
○温度が低くなりやすい浴室・脱衣室・トイレ・廊下への暖房機器設置

③ バリアフリー化



和式から洋式トイレへ 手すりの設置

④ 県産木材使用



増築部分に県産木材を使用 県産材合板の使用

⑤ 克雪化



命綱を固定する金具の設置

融雪屋根設備

耐震改修工事向け

対象工事

住宅の耐震診断の結果に基づき県が定める水準以上の耐震性能を確保する工事

(※予め耐震診断を受ける必要があります。市町村によっては耐震診断への補助があります。)

● 県補助金の額

耐震改修工事に要する費用の **25% (上限40万円)**

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

◆ 県補助金の計算例 (耐震改修工事費用が200万円の場合)

200万円 × 25% = 50万円
(耐震改修工事費) (補助率)
ただし県補助金は上限40万円のため
県補助金額 = 40万円



基礎を補強する工事 筋かいや構造用合板で補強する工事

詳しくは…



補助金の支援制度は、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」のホームページでご確認いただけます。市町村ごとに住宅支援制度を検索することもできます。「フェイスブック」で住宅に関する情報をご確認いただけます。

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>

または で

[フェイスブック](#)

<http://www.facebook.com/Tatekana/>



この中の一ページもご覧ください